



「公園条例の一部を改正する 条例について」などを可決



【写真左】としまどりの防災公園イメージ
所在地：東池袋四丁目 42 番 令和2年9月全面開園予定

【写真右上】池本だんだん公園イメージ
所在地：池袋本町二丁目 37 番 開園式：令和2年3月14日(土)

【写真右下】雑司が谷公園イメージ
所在地：雑司が谷二丁目 12 番 1 号 開園式：令和2年3月28日(土)

令和元年第4回定例会は、11月19日から12月9日までの21日間にわたって開会されました。

今定例会では、各会派議員による一般質問が行われたほか、区長提出議案22件を可決、議員提出議案は1件を可決しました。

請願・陳情は、2件を採択、2件を不採択、新たに4件を閉会中の継続審査としました。

可決した意見書等 (要旨)

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷に続き、世界規模の経済状況の悪化により危機的かつ深刻な状況にあり、また、雇用不安の拡大、金融事情の悪化後継者不足など、様々な危機にさらされている。

このような社会経済環境の中で、小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族を含めてその生活基盤は圧迫され続けている現状にある。

また、小規模事業者のみならず多くの都民が、税や社会保障費などの負担の増加にあえいでいる実態にある。

このような中で、東京都においては軽減措置がとられ、多くの小規模事業者等がその適用を受けている。

この厳しい環境下において、都独自の施策として定着している軽減措置が廃止されることと

主な掲載内容

議案等の審議結果一覧	2面
区政のここが聞きたい ～一般質問(要旨)～	3～6面
常任委員会Q&A	7面
視察来訪した議会一覧	8面

予告

「第5回議会報告会」 を開催します!!

開催日時：5月16日(土)
午後2時から
場所：としま区民センター8階
多目的ホール
(東池袋1-20-10)

- ・新しくなった区民センターでの開催です
- ・事前の申し込みは不要です

問い合わせ先

区議会事務局 議事グループ
☎03(3981)1453

よって、豊島区議会は、東京都に対し、次の事項について強く要望する。

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を、令和2年度以後も継続すること。
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を、令和2年度以後も継続すること。
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を、令和2年度以後も継続すること。

(東京都知事あて)